大分合同新聞（夕刊）

2010年(平成22年)6月1日　火曜日

法律あれこれ

交通事故の刑事処分

警察の捜査後、検察が決定

Q　車を運転中に携帯電話でメールをしていたために歩行者をはねてしまい、全治3カ月の重傷を負わせてしまいました。刑事処分があると聞きましたが、どのような流れになるのでしょうか。

A　交通事故を起こした場合、お金の賠償の問題（民事）、刑罰の問題（刑事）、免許の停止取り消し等の問題（行政）が生じます。

刑罰の問題では、運転する際に必要な注意を怠り、人にけがをさせた場合には自動車運転過失致傷罪（刑法211条2項）にあたるので、同犯罪にあたるかあたるとすればどのような処分がされるのかが問題となります。

同犯罪にあたる疑いがあれば、警察による捜査が行われます（事故現場の実況見分、事故関係者への取り調べ等）。ひき逃げ、飲酒運転等事案が悪質な場合は、逮捕、拘置により身柄拘束されることもあります。

警察による捜査が終了すると、警察から検察官に事件が送られ（送検）、検察官が必要な捜査をした上でどのような処分をするか決めます。

検察官がする処分の種類は、犯罪を立証する十分な証拠がない場合に行われる不起訴処分や、証拠があっても情状等により処分の必要がないときに行われる起訴猶予処分（いずれも刑罰を課さない処分）、軽微で事案簡明な事件に行われる略式処分（裁判所で審理が行われず罰金を支払うことで手続きが終了する処分）、裁判所で審理が行われる起訴処分があります。

どの処分を選択するかは証拠の有無、事案の悪質性や重大性、被害者との示談の有無等を考慮して決められます。検察官が起訴処分を選択すると、裁判所での審理によって裁判官が犯罪事実の有無を証拠に基づいて判断し、有罪の場合はさまざまな情状を考慮して刑を定め、判決を言い渡すことになります。

（弁護士・松田健太郎）